

青森県小規模水道規制条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和      年      月      日

青森県知事      宮      下      宗一郎

青森県規則第

号

青森県小規模水道規制条例施行規則の一部を改正する規則

青森県小規模水道規制条例施行規則（昭和四十八年五月青森県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「年二回」を「年一回」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。